

今後の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策の対応方向

令和 7 年 3 月
消費・安全局 動物衛生課

1 豚熱発生からの対策状況について

- (1) 飼養豚では、平成 30 年 9 月の岐阜県での豚熱発生以降、23 都県で計 96 事例発生し、これまでに約 41.7 万頭を殺処分している。
- (2) 野生イノシシでは、計 39 都府県で豚熱感染が確認されている。
- (3) 九州では、令和 5 年 8 月に佐賀県の飼養豚において豚熱が発生。令和 6 年 6 月には野生イノシシでの豚熱感染が確認され、令和 7 年 2 月には長崎県での感染が確認されている。感染確認区域（最小内包円による）は約 17kmである。
- (4) 野生イノシシを介した豚熱ウイルスの拡散防止対策として、①サーベイランスによる野生イノシシにおける豚熱浸潤状況の把握、②捕獲強化による野生イノシシの減数対策、③野生イノシシ豚熱経口ワクチンの散布を実施している。

2 野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策の現状について

(1) サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

平成 30 年 9 月から野生イノシシにおける豚熱のサーベイランスを開始し、令和 7 年 3 月 12 日時点で、全国で死亡イノシシを約 5,170 頭検査し約 1,920 頭の陽性、捕獲イノシシを約 139,000 頭検査し約 6,480 頭の陽性を確認している。令和 2 年以降、各都道府県のサーベイランス検査目標頭数を 299 頭以上に設定。令和 7 年度 3 月 12 日時点で、令和 6 年度は 35 県が 299 頭以上を達成。一時的に感染イノシシが認められなくなった地域でも、再び感染が確認されることがある。

豚熱・アフリカ豚熱を同時に検出できるリアルタイム PCR 検査法の導入、豚熱検査陽性の際に、野外株とワクチン株を鑑別できるリアルタイム PCR 検査法の導入を行い、都府県・動物衛生研究部門の負担軽減を行ってきた。加えて、血液や溶血度の高い血清等にも適用が可能な前処理方法を導入したほか、乳剤調整が不要となる、組織片を用いた qPCR 用の簡易核酸抽出試薬を導入した。特に感染のリスクが高い死体については、より簡便に検査を実施できる耳介での検査を可能とした。

野生イノシシのジビエ利用の拡大のため、サーベイランス対象個体以外もジビエ利用が可能となるよう、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」を令和 5 年 4 月 3 日に改正した。併せて、野生イノシシの検査における家畜保健衛生所の負担軽減、ジビエ利用の手引きの改正による検査数増加に対応するため、外部検査機関の要件を改正した。

(2) 捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

北海道を除く 46 都府県において、養豚場の周辺やイノシシの移動抑制に重要な地域を捕獲重点エリアに設定し、捕獲強化を図っている。令和 5 年度の集計では、約 52 万頭の野生イノシシを捕獲している(令和 6 年 8 月 30 日時点。令和 4 年度は約 59 万頭)。

(3) 経口ワクチン【豚熱】

「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」(令和 6 年 12 月改正。以下「散布指針」という。)に基づき、散布散布開始から令和 7 年 3 月 15 日までに、本州、四国地方の全県及び佐賀県、長崎県の 40 都府県において散布している。野外ウイルスとワクチンによる免疫の区別はできないが、感染が低下している状況においても、免疫獲得イノシシの存在が継続的に確認されていることから、経口ワクチンは野外において一定の効果を有することが考えられた。ワクチン散布場所から 500m までは免疫獲得個体の割合は 44%であるが、500m 以上離れると免疫獲得個体の割合が減少するという報告があり、サーベイランスの結果や農場の位置を考慮し必要な場所に散布することが重要であることが示された。

令和 6 年 6 月に佐賀県の野生イノシシで豚熱が確認された際には、緊急散布で約 3,200 個を散布し、後期散布で約 10,000 個を散布した。以降、新たな地域で感染が確認された場合には、迅速に緊急散布を実施している。令和 7 年 2 月の長崎県での感染確認時には、緊急散布で約 800 個を散布した。

その他九州各県でも経口ワクチン散布のための体制整備が進められており、宮崎県では、令和 5 年 7 月、11 月及び令和 6 年 11 月に経口ワクチン散布演習を実施した。

(4) 対策に係る連携・周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

野生イノシシの豚熱の検査結果について、web 上で地図情報を公開しており、生産者や捕獲・狩猟従事者自らが確認できる。

観光客向けのアフリカ豚熱侵入防止ポスターを 10 カ国語に翻訳して HP に公表しているほか、捕獲・狩猟従事者に対する交差汚染防止対策の周知のための映像資材や漫画資材の都府県等への配布を行った。

令和 6 年度家畜衛生ポスターデザインコンテストを開催し、「アフリカ豚熱感染防止」をテーマに作品を募集し、農林水産大臣賞等を決定した。受賞作品は自治体等が自由に使えるものとしている。

(5) 野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認時の対応具体化【アフリカ豚熱】

令和 3 年 11 月 24 日の農林水産省豚熱・アフリカ豚熱対策本部会議を受けてアフリカ豚熱対策の野生イノシシ対策として特に死体対策の具体化が進められ、死体の処理における制度的整理(関係 5 局庁長通知：令和 4 年 3 月 31 日)等を行ってきた。都府県での演習等を踏まえ、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止の基本方針」(以下「基本方針」という。)を令和 6 年 4 月に公表した。

令和 6 年度は、都府県における初動防疫対応の基礎固めとして、リスクコミュニケーション演習を 30 府県、机上演習を 32 都県、実地演習を 19 県が実施した。

3 今後の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策について

(1) サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

野生イノシシへの経口ワクチン散布等、戦略的・緊急的な対策を実施するために必須の取組である。令和7年度における各都道府県のサーベイランス検査目標頭数は、引き続き 299 頭以上（95%の信頼度で母集団の1%の豚熱浸潤状況を安定的に確認できる頭数）に設定する。

また、年間を通じた検査頭数の安定的確保のため、採材及び検査の作業負担軽減が求められている。今後の検討課題として、目標頭数までは血液等による遺伝子検出検査を実施し、サーベイランス強化として実施する目標頭数を超える検査において、捕獲個体の耳介も利用可能とし、これについては捕獲証拠品の活用も検討する（資料 5-1）。検査の負担軽減のため、外部検査機関の活用を進める。

(2) 捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

環境省や都府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和5年4月改正）を適用する前提条件の具体化（資料 4-2）や Q&A の更新（資料 4-1）を行い、豚熱陰性個体の適切な利用に向けた取組を推進する。

(3) 経口ワクチン【豚熱】

サーベイランスの結果や地理状況に基づいた戦略的な散布を進める。

国産イノシシ用豚熱経口ワクチンを令和7年度下期から全国散布することに向けて、購入スキーム等の体制整備を行う。

(4) 対策に係る連携・周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

省庁間及び都府県との連携を強化して、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者への衛生対策の周知徹底を行う。また、登山者等の山林に立ち入る一般の住民を対象とした交差汚染防止対策として、周知・理解醸成にとどまらず、行動変容も視野に入れ、情報発信の強化等の取組を進める。

(5) 野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認時の対応具体化【アフリカ豚熱】

基本方針に基づき、各県における防疫対応の具体化、防疫計画の策定に向けた防疫演習等の取組を支援する。課題のある自治体へのフォローアップを行うとともに、都道府県での防疫対応の検討状況や課題を共有し、都府県間の連携を強化するため、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱対策の全国的な机上研修会を開催する。

アフリカ豚熱防疫資材の備蓄について、令和6年度補正予算でも措置されたことから、資材及び備蓄場所を決定し、備蓄を進める。

RS 事業により、農研機構畜産研究部門及び動物衛生研究部門と協力し、野生イノシシの適正な死体処理方法に関する科学的検証を進めていく。

RS 事業とアフリカ豚熱防疫体制整備事業（演習等の支援）が3年目を迎えるにあたり、研究事業や防疫演習での成果や課題の取りまとめを行う。令和8年度には基本方針の公表から3年となるため、改正が必要な事項の整理を進める。